

和賀川下流部

1 漁業権番号	内共第28号（和賀川下流部）				
2 漁場の区域	基点第33号と基点第33号の2を結ぶ線から湯田ダムえん堤までの和賀川本流及びその支流の区域（入畑ダムえん堤下流端から上流の夏油川を除く。） 基点第33号 北上市里分北上川堤防と和賀川堤防の合点の標識 基点第33号の2 北上市下鬼柳和賀川堤防の標識				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間
		あゆ	竿釣り（友釣り） 使用する釣竿は、 1本	湯田ダムえん堤から下流の和賀川本支流の免許区域	7月1日から12月31日の期間内で組合が定めて公表する期間
		やまめ	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 使用する釣竿は、 1本	〃	3月1日から9月30日まで
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	竿釣り又は手釣り（餌釣り） 置釣り 筒 使用する釣竿は1本、筒は20本以内	〃	6月1日から11月30日まで
		うぐい	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 使用する釣竿は、 1本	〃	1月1日から12月31日まで
		かじか	やす 使用するやすは、 1本	〃	6月1日から11月30日まで
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。				
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間
湯田ダムえん堤下流端から下流200メートルまでの区域			1月1日から12月31日まで		
石羽根ダムえん堤下流端から下流200メートルまでの区域			〃		
北本内川及び小又川の全ての支流（沢）の区域			〃		
仙人発電所放水口上流端から下流100メートルまでの区域			〃		
入畑ダムえん堤下流端から下流200メートルまでの区域			〃		
和賀大橋上流端からやな場施設上流端までの右岸の区域			4月1日から11月30日まで		
(3) 漁具・漁法の制限	まき餌（餌容器の使用を含む。）及び潜水による採捕は、禁止する。				
(4) 全長の制限	名称		禁止に係る全長		
	やまめ		15センチメートル以下		
	いわな		〃		
	うなぎ		30センチメートル以下		

4 遊漁料の額及びその納付の方法	(1) 一般遊漁料	遊漁券区分	全魚種	あゆ	竿釣り(友釣り)	円 1,500	円 8,500	組合事務所及び指定販売所		
				やまめ さくらます いwana うぐい	竿釣り(餌釣り又は擬餌釣り)					
				うなぎ	竿釣り又は手釣り(餌釣り) 置釣り筒					
				かじか	やす					
				雑魚	やまめ さくらます いwana うぐい				竿釣り(餌釣り又は擬餌釣り)	
					うなぎ				竿釣り又は手釣り(餌釣り) 置釣り筒	
		かじか	やす							
		<p>ア 幼児、小学校児童、中学校生徒並びに北上市及び花巻市横志田の区域内に現に居住する住宅を所有する身体不自由者又は75歳以上の者は、無料とする。</p> <p>イ 北上市及び花巻市横志田以外の区域に現に居住する住宅を所有する身体不自由者又は75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>								
		遊漁券販売所		名称	電話番号	名称	電話番号	岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。		
		5 遊漁に際し守るべき事項	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	全魚種	あゆ	竿釣り(友釣り)	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所 Tel 019-623-8712
やまめ さくらます いwana うぐい	竿釣り(餌釣り又は擬餌釣り)									
うなぎ	竿釣り又は手釣り(餌釣り) 置釣り筒									
かじか	やす									
雑魚	やまめ さくらます いwana うぐい					竿釣り(餌釣り又は擬餌釣り)				
	うなぎ					竿釣り又は手釣り(餌釣り) 置釣り筒				
	かじか			やす						
<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p>										